

特別定額給付金についてのお知らせ

仙北市特別定額給付金推進本部

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、国では、全国一律に一人10万円を給付する「特別定額給付金」事業を実施することを決定しました。

これを受けて、仙北市では、「仙北市特別定額給付金推進本部」を設置し、できるだけ早期の給付を目指して準備を進めています。

特別定額給付金制度の概要と申請から給付を受けるまでのスケジュール等についてお知らせします。

◇給付の対象となる方は・・・

* 令和2年4月27日現在で、**仙北市**住民基本台帳に記載されている方です。

◇給付の額は・・・

* 対象者1人につき10万円が給付されます。

◇給付の申請と給付の方法は・・・

* 給付の申請は世帯単位で行うことになっていますので、申請者は、世帯主になります。

* 世帯主の方が申請者となり、申請書に必要事項を記入し、本人確認書類と振込先口座の確認書類を添付し、関係書類一式を返信用封筒に入れて、原則として郵送により申請してください。

(※世帯主から委任を受けた代理人が申請・受給することができますが、ご家族の方や法定代理人など、限定的な取り扱いとなりますのでご注意願います。)

(※オンライン申請については、5月13日から利用できる予定です。)

◇申請期間は・・・

* 仙北市では、5月11日(月)～13日(水)の期間に申請書類一式を各世帯に郵送します。申請の受付は、5月13日(水)から3ヶ月間としています。できるだけ5月中に申請されますようお願いします。

* 5月15日(金)以降、申請書類に不備がなければ、1週間以内に申請された口座に給付金が振り込まれる予定です。

○特別定額給付金に関する全般的なお問合せは、推進本部事務局(総務部総務課※☎43-1111)へお願いします。

○特別定額給付金の申請は、原則として郵送としていますが、いろいろな事情で郵送することが困難な方は、直接申請用紙を持参していただくことも可能です。仙北市では、5月13日(水)～5月24日(日)まで、次のとおり、市内3カ所の特設会場で特別定額給付金のご相談と申請受付を行います。

【相談／申請受付特設会場】 (いずれの会場でも可能です。)

- | | |
|------|--|
| ・期 間 | 令和2年5月13日(水)～5月24日(日) |
| ・時 間 | 午前9時～午後3時(土日も開設します) |
| ・場 所 | *角館交流センター
*田沢湖総合開発センター
*西木総合開発センター |

※窓口での申請に必要な書類

- ① 特別定額給付金申請書 (必要項目は事前に記入願います)
- ② 申請者(世帯主)の本人確認ができるもの(例)免許証、保険証、年金証書など。
- ③ 受給権者(世帯主)の振込先金融機関の口座が確認できる通帳またはキャッシュカードなど。

※特設会場は混雑が予想されます。感染症予防のため、入場制限をする場合がありますのでご協力願います。

※特設会場で申請される場合は、おいでいただく方の本人確認のできる書類(免許証または保険証等)をご持参ください。

※特設会場では、マスクの着用や手洗いなど感染症予防にご協力願います。

※上記の期間中、角館交流センターには税務課職員が常駐し、税金の徴収猶予等のご相談に応じますのでご利用ください。

○5月25日(月)以降は、各地域センター、各出張所で申請受付ができます。

○市民の方で、一人世帯で寝たきりの方、車や歩いて出向くことが困難な方、そのほか、申請書を郵送することが困難で、窓口に出向くことができない方などは、福祉事務所でご相談に応じます。直接お問合せください。

福祉事務所の相談窓口 (いずれの電話でもご相談に応じます)

Tel 43-2288 / Tel 43-2284 / Tel 43-2280 /

Tel 43-2281 / Tel 43-2283